

令和5年度 新潟市健康経営推進業務委託 仕様書

第1 業務名

令和5年度 新潟市健康経営推進業務委託

第2 業務委託期間

契約日から令和6年3月31日まで

第3 目的

市民の健康寿命の延伸に向け、働き盛り世代の健康づくりを推進するため、企業等が「健康経営」に取り組む体制を構築するほか、にいがたヘルスパートナー登録事業所のネットワークづくりを推進するため、関連業務について委託するもの。

第4 事業の概要

従業員の健康管理を経営課題の一つとして捉え、健康づくりに取り組む「健康経営」を実践する事業所を認定する「新潟市健康経営認定制度」の普及及び認定事業所の取組支援や、企業・団体と本市が連携して市民の健康づくりを推進するネットワークである「にいがたヘルスパートナー登録制度」の活用を図るもの。

▶ 新潟市健康経営認定制度

毎年7月から10月まで応募期間を設け、募集を行う。認定期間は応募年度の翌年4月から3年間となり、更新の際は、認定期間最終年度に再度応募が必要となる。また、認定期間中にクラスアップの応募も可能。

事業所における健康経営の取組について、3つの区分で認定。

クラス	取組内容	R4年度 認定事業所数
ブロンズ	経営者が健康経営の概念を理解し、健康経営宣言書等で明文化しているもの	63
シルバー	ブロンズクラスの要件を満たし、さらに健康経営の推進体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に即した取組を行っているもの	135
ゴールド	シルバークラスの要件を満たし、さらに健康課題に即した取組の結果を評価し、次の取組につなげているもの	102

▶ にいがたヘルスパートナー登録制度の構成部門 (R5.3.31 現在)

部門	役割	登録事業所数
健康経営部門	健康経営の実践	350
事業実施部門	健康関連サービスの企画・提供	39
健康支援部門	健康経営部門・事業実施部門の活動支援	39
情報発信部門	情報発信	23

※ 実数：350

第5 委託業務内容

1 健康経営関連業務

(1) 健康経営セミナーの企画・運営

- ・回数：年1回
- ・時期：令和5年6～7月を予定
- ・形式：オンライン開催（ホストとして主催）必須、感染症予防対策を講じた集合型との併催も可
※集合型併催の場合はオンライン開催可能な公共施設を選定すること
- ・内容：「健康経営」の推進など。なお、経済部と連携した開催の可能性あり
- ・講師：選定は受託者、ただし謝礼は市が支払う
※講師は県内在住者もしくは遠隔地の場合は、オンラインでの出演も可
- ・チラシデータの作成
- ・当日の運営スタッフ、司会、サイン、シナリオ作成等
- ・参加者アンケートの作成、集計

(2) 健康経営フォーラムの企画・運営

- ・回数：年1回
- ・時期：令和6年2月を予定
- ・形式：オンラインと集合型でのハイブリットの開催を想定
※会場はオンラインと集合型での開催が可能な公共施設を選定すること
- ・内容：経済部等と連携して開催
第1部 健康経営優秀賞等の表彰（市長等からの表彰、写真撮影等）
第2部 受賞事業所による事例紹介（パネルディスカッションなど）
（健康経営優秀賞2社、経済部の働きやすい職場づくり推進賞2社を想定）
第3部 講演会（内容は食生活、禁煙、メンタルヘルス、働き方改革の中から選定）
- ・参加者：100名程度を想定
- ・講師：選定は受託者、ただし謝礼は市が支払う
※講師は県内在住者もしくは遠隔地の場合はオンラインでの出演も可
- ・チラシの作成、配布
- ・当日の運営スタッフ、司会、サイン、シナリオ作成等
- ・写真撮影（表彰式、受賞者とプレゼンターとの写真撮影含む）
- ・動画編集
- ・事例紹介をパネルディスカッション形式とした場合、コーディネーター選定は受託者とする。ただし謝礼は市が支払う
- ・参加者アンケートの作成、集計
- ・コロナウイルス感染症の感染状況に応じ、開催方法を変更する可能性あり

(3) 健康経営事例集の作成

- ・A4 16ページ、取材・編集・印刷製本、全ページオールカラー、コート紙110kg、製本中綴じ、8,000部
- ・掲載事業所（取材先）は、市内4社程度を想定
- ・送付状の同梱・仕分け・梱包・発送（一括納品と個別配送（430箇所送付想定））

(4) 健康関連機器の貸出業務

- ・血管年齢測定器、超音波骨密度測定装置、食育 SAT システム、血圧計、体組成計、塩分計、手洗いチェッカーの認定事業所への貸出管理業務
- ・契約期間中は、本市から上記のうち超音波骨密度測定装置、食育 SAT システム※を除く機器を委託者へ引き渡し、契約終了後、本市へ返却する
※超音波骨密度測定装置、食育 SAT システムは、事業所からの貸出の申し出があった際、本市より委託者へ引き渡し、貸出終了後、本市へ返却する
- ・貸出は、借りる事業所が受け取りに行き、使用後に返却する（発送業務なし）
ただし、血管年齢測定器、超音波骨密度測定装置、食育 SAT システムについては、委託者による操作が必須となるため、操作者※が機器を持参し、操作を行ったうえで、終了後、事業所から持ち帰ること
※操作は、血管年齢測定器、超音波骨密度測定装置は保健師が、食育 SAT システムは管理栄養士がそれぞれ行うことが望ましいが、やむを得ない場合はその限りではない
- ・管理上、不具合があった場合には、本市へ返却・修理・補修などを依頼する
- ・年間で貸出件数は 10 件程度を想定

(5) 健康経営認定制度における新規応募・クラスアップに向けた支援

- ・時期：令和 5 年 6 月～令和 6 年 3 月（特に令和 5 年度健康経営認定制度応募期間終了まで）
- ① 新規応募における支援
にいがたヘルスパートナー登録事業所のうち認定制度に一度も認定の実績のない 25 事業所及び（1）健康経営セミナー参加事業所のうち、認定制度の未認定事業所に対し、令和 5 年度もしくは翌年度の応募を促し、応募用紙の記入や取組につながる支援を行う
- ② クラスアップにおける支援
令和 5 年度に現在の認定期間が満了する事業所のうち、現在の認定がブロンズクラスの 12 事業所に対し、更新を促すとともに、シルバークラス以上でのクラスアップ応募が可能となるよう、事業所の課題抽出へのヒアリングや必要に応じ、取組につながる支援を行う
- ③ その他、新規応募やクラスアップの希望のあった事業所への支援
上記①、②のほか、市ホームページや市からの案内等により、新規応募やクラスアップを希望する事業所に対しても、同様の支援を行うものとする
なお、①、②の対象事業所のリストは市から提供するものとする

2 にいがたヘルスパートナー関連業務

にいがたヘルスパートナー交流会の企画・運営

- ・回数：年 1 回
- ・時期：令和 5 年 7～9 月を予定
- ・形式：対面開催（会場は感染予防対策が可能な公共施設を選定すること）
- ・内容：時間帯は 13 時から 15 時の 2 時間

第 1 部 健康経営優秀賞受賞企業による事例紹介※

第 2 部 グループワーク（事業所の業種ごと、規模ごと、健康経営推進に伴う課題などによるグループ分け）

第3部 健康関連情報や商品のPR

第4部 新潟市からの情報発信

※第1部のみ交流会終了後、希望事業所へ動画配信を行う

- ・参加者：70～80名程度を想定
- ・チラシデータの作成
- ・当日の運営スタッフ、司会、グループワークにおける進行役、サイン、シナリオ作成等
- ・動画及び写真撮影
- ・第1部を配信するための動画編集
- ・参加者アンケート作成、集計

第6 成果物

業務に関する成果物一式（現物及びデータ）（納期：協議して決定）

第7 留意事項

- 1 業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、必要に応じて双方合意の上変更することができるものとする。
- 2 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告・協議を行うこと。
- 3 本業務において、本仕様書に記載のない事項、または疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。
- 4 業務実施にあたっては、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、委託者と逐次協議を行い、委託業務を進めること。
- 5 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先を新潟市内に本店、支店、または営業所があり、かつ、新潟市入札参加資格者名簿に登録されている者とするに努め、以下の点を明確にして、あらかじめ委託者の承諾を得ること。
 - (1) 再委託する業務の範囲
 - (2) 再委託する合理性及び必要性
 - (3) 再委託先の業務履行能力
 - (4) 再委託業務の運営管理方法
- 6 受託者が本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、または業務を完了する見込みがないときは、委託者は契約を解除して損害の賠償を請求することができる。
- 7 本業務の校正は、回数の制限を設けずに実施し、委託者と協議により業務を進めること。
- 8 著作権等
 - (1) 成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含むこと。
 - (2) 本業務に関する著作権（作成過程で作られた素材等の著作権も含む。）及びその他の権利は、すべて新潟市に帰属するものとし、今後、作成物を利用・複製する際に、団体・個人の同意や、同意に伴う金銭の支払いが発生しないようにすること。
 - (3) 委託者と受託者が協議の上、欠かすことのできないと認めた構成素材のうち、当該著作権を新潟市に帰属させることが困難なものについては、上記1)及び2)に記載の限りではない。

- 9 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損のないよう適切に管理すること。
- 10 受託者あるいは受託者から再委託を受けたものが業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。